

諮問内容の解説について

今回諮問する内容としましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、北本市個人情報保護条例を廃止するものとなります。
詳細は、次のとおりです。

我が国の個人情報保護制度については、民間が対象となるルール、国の行政機関等が対象となるルール、地方公共団体が対象となるルールに分かれていたところ、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の制定により、国家として共通の個人情報保護制度が設けられることとなりました。

地方公共団体の個人情報保護制度については、各団体にて条例を定め、それぞれが独自のルールで運用していたところですが、令和5年4月1日からは改正後の個人情報保護法が適用されることとなりました。

つきましては、改正後の個人情報保護法が直接適用されることとなることから、同法の趣旨に鑑み、現在の北本市が独自で定めている「北本市個人情報保護条例」は廃止とする必要があります。

北本市個人情報保護条例第34条第2項は、個人情報保護制度に関する事務の改善等を行うときであって、重要と認めるものについては審議会の意見を聴かなければならないと規定しています。

本件条例を廃止することは、重要な事項であり、同項の規定に該当するものと考えられることから、審議会に諮り、その意見を聴くものです。